

○津幡町商工業の振興促進に関する条例に基づく助成金支給事務処理要綱

平成7年6月21日

津幡町告示第28号

津幡町商工業の振興促進に関する条例に基づく助成金支給事務処理要綱（平成5年津幡町告示第43号）の全部を改正し、公表の日から施行する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、津幡町商工業の振興促進に関する条例（昭和62年津幡町条例第16号。以下「条例」という。）に基づく助成措置に関する事務処理に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
- （2） 事業所等 条例第2条第1号に規定するものをいう。
- （3） 指定事業 津幡町商工業の振興促進に関する条例施行規則（昭和62年津幡町規則第7号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する指定事業をいう。

（交付の申請）

第3条 条例第3条第1項に規定する助成金の交付申請をする者は、規則に規定する助成金交付申請書（以下「申請書」という。）のほか、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

- （1） 会社又は組合の概要及び設置する事業所等又は指定事業の計画概要が分かるもの
- （2） 事業所等又は組合の所在位置図
- （3） 事業所等の設置に要する投資額が分かるもの
- （4） 事業所等又は指定事業の建物の配置図及び平面図
- （5） 従業員数が分かる名簿等
- （6） 定款及び商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づく登記事項証明書
- （7） 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他業務、財産及び損益の状況を示す書類

（助成金の算定）

第4条 申請書受理後、内容に瑕疵がないかを確認し、助成金算定書（様式第1号）により助成金を算定する。

（申請書の審議）

第5条 津幡町商工業振興対策委員会は、申請書及び条例適用審査表（様式第2号）に基づく審

査及び現地調査を実施し、公害等の有無を審理の上、助成金交付の可否を審議決定する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成12年12月13日津幡町告示第64号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年2月21日津幡町告示第19号)

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日津幡町告示第39号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日津幡町告示第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日津幡町告示第100号)

この要綱は、津幡町商工業の振興促進に関する条例の一部を改正する条例（平成26年津幡町条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日津幡町告示第19号)

この要綱は、津幡町商工業の振興促進に関する条例の一部を改正する条例（平成30年津幡町条例第4号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

助成金算定書

名称				
助成金の区分	事業概要		助成率	金額
土地助成金	取得面積	m ²		
	土地取得経費 (内訳)	円		
	・	円	%	千円
建築助成金	事業所等の延床面積	m ²		
	建築取得経費 (内訳)	円		
	・	円	%	千円
取得財産等助成金	財産取得経費 (内訳)	円		
	・	円		
	・	円	%	千円
指定事業助成金	土地取得経費	円		
	建物建設経費	円		
	設備経費	円		
	指定経費	円		
助成金合計				千円

様式第2号（第5条関係）

条例適用審査表

事業の概要				土地助成金	建築助成金	取得財産等 助成金	指定事業助成金	計	適否
名称及び 所在地	業種	操業日	従業員数	土地取得日 助成金額	建物完成日 助成金額	助成金額	事業完成日 助成金額		
名称		年月日	人	年月日	年月日	千円	年月日	千円	
所在地				千円	千円		千円		
名称									
所在地									
名称									
所在地									
合計				千円	千円	千円		千円	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)